

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 指定管理者を指定する公の施設（以下「指定施設」という。）の概要
- (2) 申請をすることができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第4条に規定する指定候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定管理者を指定して管理を行う期間（以下「指定期間」という。）
- (8) 法第244条の2第8項の利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）が役員である団体は、前項の規定による申請をすることができない。

(指定候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること。
- (2) 指定施設の適切な維持及び管理の下、当該施設の目的に基づいた効果を最大限に発揮するものであること。
- (3) 指定施設の管理に係る経費の縮減が図れるものであること。
- (4) 指定施設の管理を安定して適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(公募によらない指定候補者の選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、公募によることなく指定候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の申請がなかったとき又は前条の規定による審査の結果指定候補者に該当するものがなかったとき。
- (2) 地域等の活力を積極的に活用した管理を行うために、公募によらない方法をとることが、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すると認められるとき。
- (3) 指定施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募によらない方法をとることに相当な理由があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により公募を行わずに指定候補者を選定するときは、前条各号に掲げる基準に照らし、総合的に判断を行うものとする。

(委員会)

第6条 指定候補者の適格性を審査するため、藤井寺市指定管理者候補者選定委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営その他委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、速やかに当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第8条 指定管理者は、市長と指定施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) その他市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、指定管理者の管理する指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、指定期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)又は前条第1項の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命ぜられたときは、その管理する指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する指定施設又はその設備に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(市長による管理)

第14条 市長は、第3条の規定による申請がなかったとき、第4条の規定による審査の結果指定候補者に該当するものがなかったとき若しくは第11条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは管理の業務の停止を命じたとき又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となったときにおいて必要があると認める場合は、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 市長は、前項の規定により自ら管理の業務を行おうとするとき又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、その旨を告示するものとする。

(個人情報の取扱い等)

第15条 指定管理者及びその管理する指定施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、藤井寺市個人情報保護条例(平成11年藤井寺市条例第2号)第10条の規定を遵守し個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずるとともに、指定施設の管理の業務に関して知り得

た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報の公開)

第16条 指定管理者は、指定施設の管理の業務により保有することとなった情報について、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）第25条の規定により、市民が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。